

## 6 白鳳文化・律令国家

### 白鳳文化

藤原京の四大寺全て言えるように。

大官大寺・薬師寺・\_\_\_\_\_ (元興寺) ・\_\_\_\_\_

### 興福寺仏頭



もと山田寺の薬師三尊像の本尊の頭部、山田寺は、乙巳の変で中大兄皇子側について蘇我氏一族の\_\_\_\_\_の氏寺。

### 薬師寺東塔

\_\_\_\_\_のついた三重塔、一番テッペンのも要注意。  
薬師寺金堂薬師三尊像はやわらかいながら写実的で威厳あり。



### 論点 天武天皇の時代

律令国家が形成される、天武の時代は、天武天皇によって大官大寺・薬師寺が創建されるなど仏教交流は国家的に推進され、地方豪族も競って寺院を建立したので、この時期に仏教は急速に展開した。(京大)

### 大宝律令と官僚制

制定されたのが\_\_\_\_\_天皇期。

天武の子→ **刑部親王** ・\_\_\_\_\_らが完成。施行は\_\_\_\_\_が頻出！

### 論点

#### ① 法の完成

**大宝律令** 701 完成、翌年施行

**養老律令** 718 完成、施行されたのは\_\_\_\_\_年、政争が続き施行が遅れたのだ。

律令制は、形式的に 1885 年の\_\_\_\_\_まで続くんですね。驚きです。

#### ② 法の種類

\_\_\_\_\_…刑法

\_\_\_\_\_…行政・租税・土地制度などに関する規定法

\_\_\_\_\_…律令の補足・修正

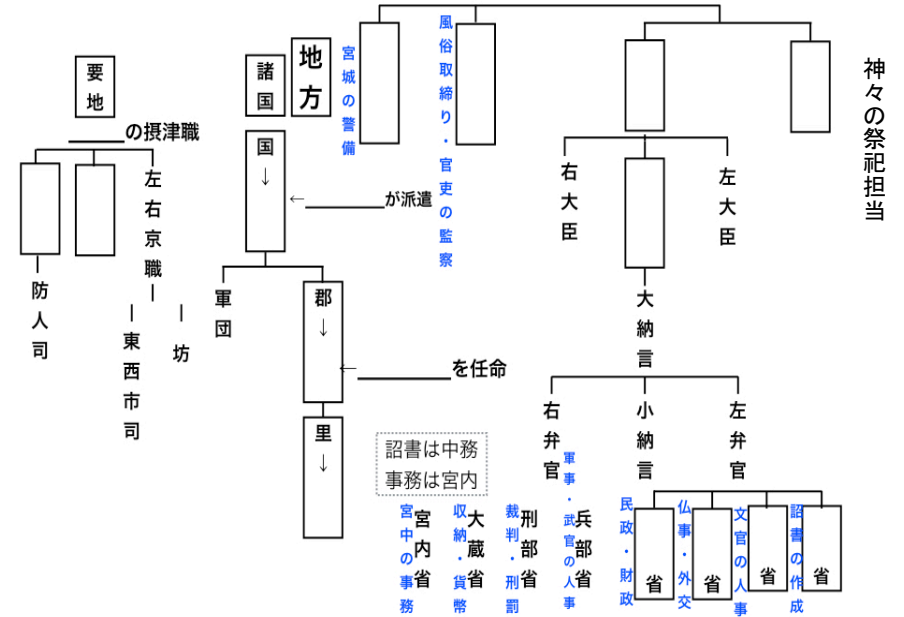
\_\_\_\_\_…律令や格の施行細則

#### ③ 中央行政組織

文官の人事を扱う→\_\_\_\_\_, 仏事や外交が\_\_\_\_\_, 僧侶を監督しているのはという出題あり。民政・財政の民部省、盲点は\_\_\_\_\_はこのときにはないですね。二官八省一臺五衛府は丸暗記事項。

地方官では国の長官(かみ)に当たるのが\_\_\_\_\_で、中央の省は\_\_\_\_\_です。国の次官にあたる(すけ)は\_\_\_\_\_になっています。

## 律令官制表



### 四等官制

官職	省	太宰府	国	郡
かみ (長官)				大領
すけ (次官)	輔	(大少) 式		少領
じょう (判官)	承	(大少) 監	(大少) 掾	主政
さかん (主典)	録	(大少) 典	(大少) 目	主帳

#### ④ 七道

これは地図で確認。東山・東海・北陸・山陽・山陰・南海・西海道。上野国が\_\_\_\_\_, 陸奥・出羽から近江国までが\_\_\_\_\_, 讃岐国は四国だけど\_\_\_\_\_, 紀伊国も**南海道**、ちなみに北海道と中山道はありません。じっくり教科書の見返し眺めよう。オリジナル五畿七道図で確認してください。

#### ⑤ 国・郡・里



Pain is inevitable Suffering is optional

\_\_\_\_\_が大化の改新から大宝律令で\_\_\_\_\_であったこと、郡評論争が重要。50戸で1里を編成のち郷と改称。

⑥ 摂津識

今で言う副都心だから\_\_\_\_\_という。\_\_\_\_\_が置かれた重要なところなのだ。教科書 42 頁の記述→\_\_\_\_\_と書いてある。早稲田の文構で出題、でも教科書の範囲だ。

⑦ 大宰府

外交上・軍事上の要地である九州北部には西海道を統括する\_\_\_\_\_が置かれた。太宰府ではない。大である。現在は太宰府市だが、\_\_\_\_\_朝廷とも言われた。

⑧ 官位相当制

太政大臣:一位、左右大臣→二位  
 先ずは意味→官吏は位階を与えられて\_\_\_\_\_に任じられた。位階は\_\_\_\_\_段階あり、位田・職田・功田・賜田等がもらえること、\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_は子孫に伝えることができる。\_\_\_\_\_は\_\_\_\_\_をあたえられる\_\_\_\_\_は重要語句。そうした土地給付のほかに、年2回与えられる現物給付→\_\_\_\_\_がある。脚注で見過ごしそうな難問である。また五位以上の貴族は、調・庸・雑徭は\_\_\_\_\_が、\_\_\_\_\_ことに注意。貴族・官人は重罪でなければ実刑を免れた。

⑨ 五刑

貴族や役人に刑罰を免除される特権があったが天皇に対する謀反・尊属に対する不孝である\_\_\_\_\_には免除がない。郡司が\_\_\_\_\_罪までの裁判権を持った。

民衆の負担

論点

- ①公地公民制:富の基盤である\_\_\_\_\_とする。
- ②個別に人民支配:国家が個々の人民を直接把握し、調・庸・雑徭などの\_\_\_\_\_を徴収する。

さあ、具体的にどうするのか！6年毎に6歳以上の男女に\_\_\_\_\_を与えて、死後は取り戻す。そんな狙いで税収の確保を狙いました。\_\_\_\_\_とはこれです。忙しかったんでしょう。6年はそれを感じさせます。

与える単位(班給)

6歳以上の良民男子→\_\_\_\_\_段(1段=360歩)

6歳以上の良民女子→男子の\_\_\_\_\_／\_\_\_\_\_ = 1段120歩。これが頻出！

重要ポイント

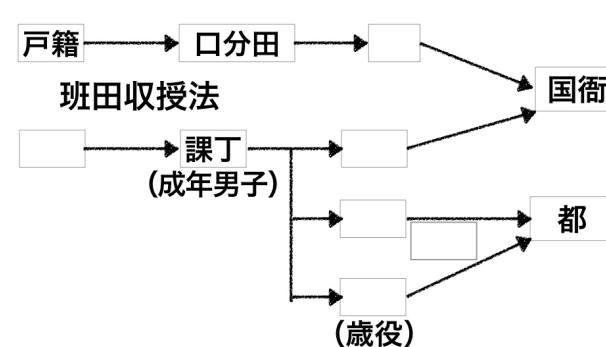
- ① \_\_\_\_\_:口分田班給などの(与える)ために人民を登録した基本台帳を整える。貴族は考えた。どうしたら俺たちが生きていけるか！人民から税をとるんだ！\_\_\_\_\_年毎に作成され、\_\_\_\_\_年間保存するものとされた。
- ② \_\_\_\_\_:\_\_\_\_\_。→\_\_\_\_\_。戸籍と計帳の違いは明確にしておこう。

農民負担の内容

- ① \_\_\_\_\_:おもに成年男子を対象とした人頭税。→\_\_\_\_\_を納める。
- ② \_\_\_\_\_:おもに成年男子を対象とした人頭税。都で年10日の労役にかえて布2丈6尺(約8m)を納める。調と庸は\_\_\_\_\_とされたが頻出。
- ③ \_\_\_\_\_:口分田など田地を対象とした土地税。収穫の3%を稲で納める。
- ④ \_\_\_\_\_:おもな成年男子を対象とした人頭税。年\_\_\_\_\_日以内。\_\_\_\_\_する。
- ⑤ \_\_\_\_\_:貸しつけられた稲を利息とともに納める。律令制下では国家の租税となったので公出挙ともいう。

⑥ \_\_\_\_\_:成年男子の約3分の1を各地の軍団に配属。

公民の登録と税の流れ



INPUT 民衆の税負担

区分	_____	_____	_____	備考
	21~60歳の男性	61~65歳の男性	17~20歳の男性	
	田1段につき_____束 把(収穫の約_____%、田地にかかる)			
	絹・糸・布など郷土の産物を一定量	正丁の_____	正丁の_____	
	都の労役(歳役10日)	正丁の1/2	なし	
	地方での労役60日以下	正丁の1/2	正丁の1/4	

五色の錢

陵戸、官戸、家人、公奴婢、私奴婢。大寺院や豪族のなかには、数百人を超える奴婢を所有したものもあった。